

常勤役員給与規程

(目 的)

第1条 常勤役員（以下「役員」という。）の給与は、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 役員給与の種類は、報酬、通勤手当、賞与及び役員退任慰労金とする。

(報 酬)

第3条 報酬は、理事会で決定する。

(賞 与)

第4条 賞与については、協会の業績により会長が決定する。

(役員退任慰労金)

第5条 役員退任慰労金は、役員退任慰労金支給規程による。

(支給日・支給方法)

第6条 役員給与の支給日及び支給方法は、給与規程を準用するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、給与規程を準用する。

附 則

1. この規程は、平成20年9月1日から施行する。
2. この規程施行の日の前日において、現に在任する常勤役員の給与については、この規程により決定されたものとみなす。

役員退任慰労金支給規程

第1条 本協会役員（理事および監事）の退任慰労金はこの定めるところによる。

第2条 役員が退任したときは、この規程の定めるところにより退任慰労金を支給する。

第3条 常勤役員の退任慰労金については、退任時の報酬月額に在任月数を乗じた額に、次の各号の区分に応じて得た額とする。

- (1) 会長 100分の30
- (2) 専務理事 100分の30
- (3) 常務理事 100分の30
- (4) 常勤監事 100分の25

2. 前項の在任月数の計算は、常勤役員となった日の属する月から退任した日の属する月までの月数とし、在任期間はこれを通算する。

3. 前二項の規定に拘らず、常勤役員のうち、地方公共団体に在籍していた者については支給しないこととする。

第4条 在任中特に功労があった役員には、理事会の決議を経て別に功労金を支給することができる。

第5条 この規程により難い事情がある場合には、理事会の議決を経て定めるものとする。

附 則

1. この規程は昭和52年1月1日から施行する。

2. 昭和46年3月31日から施行した常勤役員退職金支給規程は、前項規程の施行と同時に廃止する。

3. 昭和57年3月23日第116回理事会において改正同日から施行する。

4. 昭和58年6月6日第122回理事会において改正同日から施行する。

改正規程附則

○改正規程附則（平成18年3月27日議決）

この改正は、平成17年6月1日に遡及して施行する。